

# 開発行為又は建築に関する証明申請書兼証明書

年 月 日

(宛先) 三条市長

住所

氏名

電話番号

住所 法人にあっては所在地  
氏名 法人にあっては名称及び代表者の氏名を記載のこと

都市計画法施行規則第60条の規定により、下記の事項について証明願います。

建築(建設)敷地の所在・地番	三条市							
都市計画区域の有無 地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域		用途地域等					
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域							
	<input type="checkbox"/> 非線引都市計画区域		防火指定等					
	<input type="checkbox"/> 準都市計画区域							
規模等	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外							
	敷地面積							
	建築面積	申請部分	申請以外の部分	合計	延床面積	申請部分	申請以外の部分	合計
建築等の種別	<input type="checkbox"/> 新築(新設)	<input type="checkbox"/> 増築(増設)	<input type="checkbox"/> 改築					
	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 用途変更	<input type="checkbox"/> その他( )					
建築物(特定工作物)の用途・構造	主要用途		申請部分の用途					
	<input type="checkbox"/> 木造		<input type="checkbox"/> 鉄骨造		<input type="checkbox"/> その他( )			
	<input type="checkbox"/> 平屋建		<input type="checkbox"/> 2階建		<input type="checkbox"/> その他( )			
開発許可等を要する 事項に該当しない理由	<input type="checkbox"/> 開発行為 施行済	区域の名称	三条市					
		開発許可	平成 年 月 日	三都(開発)	第 号			
		許可時の用途						
		法第41条による制限						
	<input type="checkbox"/> 法第42条許可	平成 年 月 日	第 号	許可の内容				
その他の事項等	<input type="checkbox"/> 法第29条							
	<input type="checkbox"/> 法第41条							
	<input type="checkbox"/> 法第42条							
	<input type="checkbox"/> 法第43条							
	<input type="checkbox"/> 法第53条							
	<input type="checkbox"/> その他							
備考								

上記のとおり、相違ないことを証明する。

三 建 設 第 号  
令 和 年 月 日

許可権者  
三条市長

印

# 都市計画法施行規則第60条の規定による証明申請について

## 1 必要部数

申請書は正副2部提出してください。(押印不要)

## 2 添付図書等

証明申請の際に下記の資料を添付してください。

### 【必須】

- ・案内図 縮尺2500分の1程度
- ・土地利用計画図(敷地内配置図) 縮尺500分の1以上
- ・各階平面図 縮尺200分の1以上
- ・立面図 縮尺200分の1以上
- ・敷地及び建築物の求積図
- ・公図(法務局で取得した原本を添付し、副本にはその写しを添付※)

### 【必要に応じて添付】

#### ○過去に開発行為が行われた土地の証明申請の場合

- ・開発許可証の写し
- ・雨水排水計画図(既存開発計画を侵さないか確認のため)
- ・緑地配置図、求積図(既存開発計画を侵さないか確認のため)

#### ○上記に該当せず、都市計画法施行以前に造成された土地の証明申請の場合

対象	施工日
非線引都市計画区域(3,000㎡以上)	昭和50年 4月1日
都市計画区域外(10,000㎡以上)	平成13年 5月18日

- ・土地又は建築物の全部事項証明書  
(法務局で取得した原本を添付し、副本にはその写しを添付※)
  - ・建築物の課税証明書
- いずれか  
一点以上を提出

#### ○その他

- ・同意書(押印必要、借地等の場合に添付)
- ・委任状(押印必要、代理人による申請の場合に添付)
- ・土地明細表(証明申請書に敷地の所在地番を全て記載しない場合に添付)
- ・その他審査を行う上で必要となる図書

※ 法務局で取得した原本の代わりに、「インターネット登記情報提供サービス」で取得した照会番号が記載された書類も可とします。

## 3 手数料

証明書交付時に、窓口にて現金でお支払いください。(300円/件)